

## 平成 25 年度 滋賀県防災会議 議事概要

開催日時	平成 26 年 (2014 年) 3 月 28 日 (金) 13 時～15 時
場 所	大津市京町四丁目 1 番 1 号 滋賀県庁新館 7 階大会議室
参加機関	別添資料のとおり (「配席図」参照)
議 題	滋賀県地域防災計画 (風水害等対策編、震災対策編、事故災害対策編、原子力災害対策編) の修正について
報告事項	(1) 滋賀県地震被害想定について (2) 原子力災害にかかる広域避難計画および緊急時モニタリング計画について (3) 滋賀県危機管理センターについて (4) 平成 26 年度滋賀県総合防災訓練について
資 料	資料 1 災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要について 資料 2 滋賀県地域防災計画修正案の概要 資料 3 滋賀県地域防災計画 (風水害等対策編) 案 資料 4 滋賀県地域防災計画 (震災対策編) 案 資料 5 滋賀県地域防災計画 (事故災害対策編) 案 資料 6 滋賀県地域防災計画 (原子力災害対策編) 案 資料 7 報告事項資料

### 概 要

#### 1. 会長あいさつ

##### 嘉田由紀子 滋賀県知事

改めまして、皆さんこんにちは。少し時間が押してしまい申しわけありません。皆さまにおかれましては、年度末の大変お忙しいところ、滋賀県防災会議にご出席いただき、ありがとうございます。会議の開催にあたりまして、ひと言ごあいさつ申し上げます。

昨年 9 月に発生した台風 18 号では、運用が開始されたばかりの特別警報が、全国で初めて、滋賀県、京都府、福井県に発表されました。戦後最大級の大雨によりまして、県民生活や経済活動に大きな被害をもたらし、本県としても、昭和 59 年以来、29 年ぶりに災害対策本部を立ち上げることとなりました。

こうした、近年頻発しております大規模な風水害、あるいは近い将来に発生が懸念されます大規模地震などの災害に備えて、滋賀県地域防災計画の見直しや、平成 27 年度に運用開始となります危機管理センターの整備を通じて、県としても災害への対策を進めております。

本日の防災会議では、この滋賀県地域防災計画の修正案についてご審議をいただくこととしております。具体的な修正内容については後ほど事務局から説明することとしておりますけれども、昨年の、台風 18 号の経験や、東日本大震災の検証を受けて、

災害初動体制、災害医療体制、支援物資供給体制などの強化を図る内容としております。また、災害対策基本法の改善により明記をされました県や市町の責務等についても新たに記載をしております。

次に、原子力防災対策編についてでございます。現在、原子力規制委員会では、昨年7月に策定されました新たな規制基準に基づき、各発電所について再稼働への適合性の審査が進められております。

そのような中、昨年5月には、広域避難計画を中心とした地域防災計画の充実を図るため、内閣府が中心となって広域的な原子力災害に関するワーキンググループが設置されました。このメンバーとしては、本県のほか、福井県、京都府、岐阜県、関西広域連合が参画をしまして広域的な課題について協議を重ねてまいりました。

さらに、関西広域連合の取り組みといたしましては、昨日、広域連合委員会で公表となりましたけれども、本県のカウンターパートとなった大阪府と具体的な避難施設のマッチングをおこない、県域を越える広域避難先の確保を進めてまいりました。

また、本県地域防災計画の原子力災害対策編にかかる今年度の見直しにつきましては、昨年8月から3回にわたり検討会議を開催し、委員の皆さまからご意見をいただいたほか、県民の皆さんにも、県ホームページを通じてご意見をおうかがいしております。本日は、これまで進めてまいりましたこうした取り組みの成果を原子力災害対策編の修正案として取りまとめ、皆さまにお諮りいたします。

これまで災害が少ないと言われてきた本県ですけれども、地震をはじめとする自然災害、また温暖化のなかで海水温の上昇など、災害、水害も大きくなりつつあります。そういうなかで、地域防災計画の更なる充実を図りながら、県民の命と暮らし、財産を守れるよう、県としても力を入れていきたいと考えております。

委員の皆さまにおかれましては、ぜひとも活発なご議論を賜りますようお願い申し上げます。私の冒頭のあいさつとさせていただきます。

本日、どうかよろしく願いいたします。

## 2. 事務局報告

### 事務局

---

- ・出席者数が滋賀県防災会議条例の規定による定員数を満たしており会議の成立を報告
- ・滋賀県防災会議条例の規定により、知事に議長を依頼

## 3. 議題

### 議長 嘉田知事

---

それでは、災害対策基本法及び滋賀県防災会議条例の定めに従いまして、私のほうで会議の進行を務めさせていただきます。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日の議題は、滋賀県地域防災計画の修正についてでございます。  
まず事務局の説明、お願いいたします。

## 事務局

---

それでは、説明のほうさせていただきます。

まず滋賀県の地域防災計画につきましては、県がこれまで取り組みを進めてきたこととありますとか、国の災害対策基本法や防災危機基本計画の改正等を反映した修正を定期的におこなっているところがございます。委員の皆さま方にも紹介をさせていただきますまして、この度、修正案の提起をさせていただきたいと思っております。

それでは、議題のうちの風水害等対策編と震災対策編、事故災害対策編につきましてご説明をさせていただきます。

まず資料1をご覧くださいと思います。最初に、昨年6月に災害対策基本法が改正されましたので、その概要につきましてまずご説明をさせていただきます。

今回の改正の背景といたしましては、東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものにつきましては、平成24年度に第1弾として改正をされましたけれども、その際に、引き続き検討すべきとされた諸課題につきましても、昨年7月の中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告も踏まえまして更なる改正が実施されたものでございます。

まず、(1)でございますが、住民等の円滑かつ安全な避難の確保といたしましては、市町村長は、学校などの一定期間滞在するための避難所と区別いたしまして、安全性等の一定の基準を満たす施設などを緊急時の避難場所として指定することとありますとか、災害時の避難に特に配慮を要する者につきまして名簿を作成し、本人からの同意を得て、消防等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際しまして、必要な個人情報を利用できることといたしたところでございます。また、的確な避難指示をするため、市町長から助言を求められた地方気象台等の、国や県に応答義務を課すことなどが明記されたところでございます。

次に(2)、被災者保護対策の改善といたしましては、市町長は、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等確保するための一定の基準を満たす施設をあらかじめ指定すること。また、市町長は罹災証明を遅滞なく交付しなければならないことや、被災者に対する支援状況等の情報を集約した被災者台帳を作成できるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できることが明記されたところでございます。

最後に(3)でございますが、平素からの防災への取り組みの強化といたしましては、住民の責務として生活必需物資の備蓄であるとか訓練への参加を明記するとともに、住民や事業者から地域防災計画を提案できることが明記されたところでございます。

こういったことが6月の改正でなされた内容でございます。こういうことを踏まえまして、私どものほうで滋賀県の地域防災計画を修正するというところでございます。

次に資料2をご覧くださいと思います。まず1ページのほうをご覧くださいと思います。

主な内容といたしましては、災害初動体制の強化、災害医療体制の強化、支援物資供給体制の強化に関する修正をおこなっております。また、その他といたしまして、このあと報告事項としての説明もいたしますけれども、地震被害想定調査や、平成 25 年、昨年台風 18 号で創設いたしました滋賀県被災者生活再建支援制度についても記載をするものでございます。

特に、昨年 9 月の台風 18 号の対応を踏まえまして、災害初動体制の強化として、特別警報発表時で災害対策本部を設置することであるとか、風水害発生時に職員の動員を迅速におこなうための対応について検討すること、台風発生時から風水害発生時までの間に事前に実施すべき事前行動計画の導入を検討することなどを記載することとすることでございます。

そのなかで、風水害発生時に職員の動員を迅速におこなうための対応といたしましては、県職員の動員が迅速におこなえるよう、職員に対する台風の接近などに関する気象予報の早期提供や、大きな災害の発生が予想される場合につきましては、早期段階での行動の指示など、具体的な内容について検討してまいりたいと考えてございます。

また、台風発生時から風水害発生時までの間に事前に実施すべき事前行動計画といたしましては、日本付近に台風が発生した時点など、実際に災害が発生する前段階から気象や水位等の情報をもとに避難準備、危険箇所の確認、浸水防止施設の点検など、事前に実施すべき対応を整備をした事前行動計画、いわゆるタイムラインと呼ばれてございますけれども、これの導入について検討してまいりたいと考えてございます。

次に、災害医療体制の強化といたしましては、医療救護活動マニュアルを見直し、新たに策定する高次災害時における医療救護活動指針を活用することを記載しております。

次に、支援物資供給体制の強化といたしましては、民間物流業者、これは倉庫協会であるとかトラック協会であるとか全国物流ネット協会さまを想定しておりますけれども、こういった団体の皆さまと連携をした支援物資の供給を円滑におこなうことを目的として策定しましたマニュアルを活用することを記載をするところでございます。

次に 2 ページをご覧くださいと思います。

ここには、災害対策基本法や防災基本計画の修正に合わせて、滋賀県地域防災計画に反映する内容や、平成 25 年に新たに締結した応援協定について掲載をしております。

災害法であるとか基本計画の修正につきましては、先ほども説明をいたしましたけれども、県や市町、住民の責務として明記された内容を中心に反映をしているところでございます。先ほどの説明と重複いたしますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

また、平成 25 年度には、下の新たな六つの機関、団体の皆さまと応援協定を締結をいたしました。結果といたしましては、183 団体と 123 件の応援協定を締結したところでございます。今後とも積極的に機関、団体の皆さまと応援協定を締結していく方向で取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、少し先になりまして申しわけございませんけれども、資料 2-1 をご覧くださいと思います。ここには地域防災計画の修正の箇所と修正の要旨を整理をさせて

いただいております。

主な修正箇所について説明をいたします。

この第2章、下のほうでございますが、第2章の災害予防計画、第2節の土砂災害予防計画のところでございます。冊子でございますけれども、お手元の資料3を見たいと思います。資料3の26ページをご覧いただきたいと思います。

左の下のほうでございますけれども、ここに、災害時に迅速な復旧ができますよう、土地の境界を復元可能な座標値でデータ化する地籍調査事業に関する追記をさせていただいたところがございます。

次に87ページをご覧いただきたいと思います。

中段あたりのほうに下線が引いてございますけれども、ここは、指定避難所の選定に当たりまして、「地先の安全度マップ」の活用につきまして追記をさせていただいております。

さらに90ページをご覧いただきたいと思います。

下のほうでございますけれども、(9)のエでございますが、男女双方の視点・ニーズへの配慮についてでございますけれども、ここに書いてございますように、避難場所の運用計画、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いと男女双方の視点等を配慮するというのを避難所の運営に当たりまして記述を修正をさせていただいております。

そのほか幾つか、すみませんが、下線を引いていたり削除してたり等ございますけれども、これにつきましては先ほどの資料2のところの説明をさせていただきましたので、時間の関係で省略をさせていただきます。

次に、資料2-2をご覧いただきたいと思います。

地震災害対策編の修正要旨でございます。ここでも主な修正箇所をご説明を申し上げたいと思います。

まず第1章の総則、第5節、滋賀県の地勢と地震というところでございますが、お手元の資料4は、23ページから27ページをご覧いただきたいと思います。

従前、県内の過去の地震であるとか地震調査研究推進本部の活断層長期評価につきまして多くの紙面を取っていたわけでございますけれども、ここには分かりやすいように、要約、一覧化をいたしまして、詳しい情報につきましては、各機関のホームページ等を記載させていただきまして案内をさせていただいているところがございます。

それから、同じく資料4の28から30ページでございますけれども、これにつきましては、またあとからも説明をいたしますけれども、地震被害想定調査の見直しにつきまして記載をさせていただくこととし、全面的に記載をさせていただくこととし、全面的に改定をさせていただいているところがございます。

さらに31ページをご覧いただきたいと思います。

本日、28日でございますが、国の中央防災会議のほうで南海トラフ地震防災対策推進地域等の指定が諮問されまして、来週の月曜日の31日には、滋賀県全域を含む推進地域の指定の告示がされる見込みでございます。

そこで、ここでは、本日、中央防災会議から示されました南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づきまして、今後速やかに、県、市町の地域防災計画を見直す旨の

内容につきまして掲載をさせていただいているところがございます。

この震災対策編につきましても幾つか修正がございますけれども、先ほどの資料2で説明した内容と重複もいたしますので、時間の関係で省略をさせていただきたいと思っております。

最後に資料2-3でございます。事故災害対策編でございますけれども、今回は資料5でございます。これにつきましては、修正は軽微な内容でございますので、説明のほうは省略をさせていただきたいと思っております。

以上で、議題1の滋賀県地域防災計画の修正のうち、風水害対策編、震災対策編、事故災害対策編についての説明を終わらせていただきます。

### (事務局説明者交代)

原子力災害対策編のご説明をさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

それでは、資料2の3ページをご覧くださいと思っております。

今回、原子力災害対策編のほうを見直すわけでございますけれども、これにつきましては平成23年度、24年度、25年度と、3年度にわたりまして大きく見直しをしております。福島の事故を受けまして大きく見直しをしました。

平成23年度は、どこらへんまでの影響が来るかという範囲面の話を入れさせていただきましたし、24年度、昨年度におきましては広域避難、特に県内の広域避難の部分を入れさせていただきました。また被ばく医療等も入れさせていただいたところです。

それで、平成25年度、今年度ですね、国の動きとも合わせながら見直しをかけたところ、概略を説明させていただきます。

まず3ページ、上のほうでございます。これにつきましては、琵琶湖環境科学研究所センターのほうで、去年と今年にかけまして、福島の事故の規模のものが若狭湾の原発におきまして起こったら、琵琶湖にどのような影響が来るかというあたりのシミュレーションをしっかりといただいたわけでございます。今年度におきまして、3回の見直し検討会議のなかでご議論いただきまして、その影響の度合いをシミュレーションしていただいたところです。

結果として、それぞれヨウ素とセシウムということでシミュレーションをした結果ですね、北湖のほうで10日間出ると、南湖のほうでも7日間程度、国の基準を超える水域が10日間程度見られるというような調査結果が上がってまいりました。それに合わせまして、命にかかわる防護対策等もこの計画の中に埋め込んだというあたりを書かせていただいております。この資料の上の、括弧書きで書いていますが、第1章の5節、第2章の8節、第3章の7節というところに埋め込んだところがございます。

それから下のほうでございます。これは緊急事態区分、あるいは動員配備の基準の見直しということで、事象が進展するに当たりまして、それぞれどのようなタイミングでやっていくのかというあたりを、国の原子力災害対策指針、あるいは防災基本計画に合わせまして見直しをしたところがございます。それは3ページ下のほうに書かせていただいたようなフェーズで書かせていただいております。

詳しくは裏側、4ページになりますが、緊急活動体制の考え方ということで、左か

ら右へかけまして、だんだん事象が展開していくということで、それぞれ対策本部を立てていくと。あるいは、左側の上下の軸ですけれども、上のほうが国、そして原子力規制委員会なりの展開と事業者、これは電力事業者でございます。そして県というなかたちで、縦の、上下の見立てを書いている表でございます。これに合わせまして緊急時の活動体制を考えていくんだというあたりを埋め込んでおります。

それから5ページでございます。これにつきましては、いざというとき、緊急時におきますモニタリング実施体制の整備ということで、この災害、滋賀県の対応は、目の前に事象が起こっているということが分からない非常に特殊な災害と認識しております。それによりまして、緊急時におけますこのモニタリング体制というものが非常に大事になってまいります。ですのでそのあたりをこの体制のなかにしっかりと埋め込んでいくというような部分が生じてきております。その部分、資料7-5のところ具体的なモニタリング計画の原文そのものは載せておりますが、概要といたしましてはここに書かせていただいたような事前対策と、それから起こったときの対策というものを埋め込んでいる部分でございます。

それから下の箱のところでございます。安定ヨウ素剤の備蓄及び配布ということで、この部分については第2章、第3章のそれぞれ11節、5節あたりに埋め込んでおりますけれども、安定ヨウ素剤といいますのは、初期の段階で、ヨウ素が特に甲状腺にたまりやすいということで、安定ヨウ素剤を、事象が起こってから24時間以内に飲むことによって、放射性ヨウ素が甲状腺にたまらないようなかたちで、安定ヨウ素剤を埋め込むことによってそれを防ぐという意味合いのもとに安定ヨウ素剤というものを服用する場合があるということで備蓄をするというかたちですけれども、昨年度から今年度にかけて、国のほうが、ようやくその配布につきましてのある程度の見通しをつくってきたということもございまして、具体的な場所であるとか、どのようなかたちで配布するんだというあたりを、今の、現時点におきましての配布計画をここへ盛り込もうとしているところでございます。そのあたりが、この第2章、第3章というところに埋め込んだところでございます。

それから次のページ、6ページでございます。

これにつきましては、昨年度におきまして、県内、具体的には高島市、長浜市というのがUPZ、特に原子力発電所から30キロ圏内に入る、滋賀県の場合はそこに更に、もう少し独自のシミュレーションでやった部分がちょっと出ておりますけれども、その部分を中心に、県内の避難であればどこだと、南部のほうということで昨年度やらせていただきました。今年度につきましては、もっと事象が起こったときには県内で収まらないという場合も想定して、県外への避難も具体的に考えていこうということで、県域を越える広域避難計画というものを考えてまいりました。

詳細には、資料7-4に広域避難計画というかたちでまとめさせていただいておりますけれども、概略としまして、この6ページのところに書かせていただいておりますように、ここに絵が描いておりますが、住民さんが避難をすると、県外へ避難するという場合は、まずスクリーニングをしてから、そして、そこからバスで県外へ避難するというような見立てで、基本的にはバスの避難というものを視野に入れて計画をつくっております。

これにつきましては、自家用車の利用とか、それから鉄道、それから船舶等も状況により考えていかなければならないかも知れませんが、基本的には、これは県外の受け入れという部分がございます。特に、先ほど知事のあいさつにもございましたけれども、県外の受け入れについては、関西広域連合のマッチングの枠のなかで大阪府というところと、具体的にどこの市町のどこというところまで具体的に押さえてきております。それによりまして、大阪府側といたしましては、受け入れはバスですと、自家用車でばらばらに来ていただいても受け入れはできませんという、そういうスタンスがございます。そのなかで、県といたしましても、必要に応じた避難計画というものをしっかりしたうえで、住民さんがいかに早く避難ができるかというようなところに視野を置いて広域避難計画をつくっております。

そのような災害になる前に収まるということも十分考えられます。基本的には滋賀県の場合、距離も十数キロから30キロというところがございますので、UPZもそこらへんあたりですので、まずは屋内退避でしっかり情報を得ていただいたうえで、状況により、場合により、広域避難ということも視野に入れた二重三重の構えの広域避難計画ということにさせていただきたいなということで組み立てを考えております。

それから、図面と言いますと7ページでございます。これがちょっと私、さっきからまどろっこしくお話をさせていただいた部分でございます。下のほうから、湖西ラインであれば高島の新旭体育館・武道館と道の駅藤樹の里あどがわ、湖西ライン。それから湖東ラインは、長浜インターチェンジ、長浜ドームをスクリーニングポイントといたしまして、ここでスクリーニングをいたした部分で、あと、大阪方面へ、万一の場合、どうしても移動しなければならない場合は、県外の避難の場合はこういうかたちのルートを考えています。

災害ですので、ひょっとしたら大阪は駄目ということも視野に入れて、中部方面への部分も視野に入れて、今検討をしているところでございます。今、中部方面とは、基本的な災害受け入れの部分で合意はしておりますけれども、具体的な部分については来年度以降ということになっております。

それから最後のページでございます、8ページでございますが、今回計画を練るに当たりまして、昨年、今年の4月に安全協定、建設事業者さんと結ばせていただきました。その部分を、その他の2番のところに明記いたしまして、この本文の中にもその部分を埋めさせていただいたところです。

また3番のところ、計画を遂行するにあたりまして、より実効性の高いものにしなさいということで、検討会議のなかでもご意見をちょうだいし、節ごとに関係部局を明記させていただいて、より具体的な展開を進めていきたいと考えております。このようなかたちで概要を説明させていただきました。

なお、今出来上がったところなのですが、一番最後に、カラー刷りで、滋賀県原子力防災対策ということでつくらせていただきました。一枚ものといえますか、折りが一つ入っております。本年度まで続けてきたところを簡単なペーパーで出させていただきましたので、またご覧いただきまして、もし必要でありましたらまた言っていただきましたら、私ども、3,000部つくらせていただきましたので、ご提供も可能というふうに思っております。

以上、説明を終わります。

#### 議長 嘉田知事

---

事務局から、風水害、地震、事故、原子力災害、四つの防災計画の修正の内容を、説明をさせていただきましたけれども、ご質問、ご意見等ございましたらお願いをしたいと思います。

いかがでしょうか。かなり広範囲にわたっておりますけれども。ご質問、ご意見等ございませんか。

#### 滋賀県 小笠原委員

---

気象台におうかがいをいたしたいと思うんですが、去年は台風18号で、本県を含む3府県において特別警報が発令されたわけですけれども、そのあと、気象台のほうで、市町であるとか、関係機関を聴き取り調査されたというふうにおうかがいしております。現時点で、気象台として、特別警報のあり方についてお考えになっているところがあればご紹介いただければと思っております。いかがでしょうか。

#### 議長 嘉田知事

---

では、大阪管区気象台の彦根地方気象台、お願いします。

#### 大阪管区気象台彦根地方気象台 上井委員

---

彦根地方気象台です。冒頭、会長のお言葉にもありましたように、8月末に特別警報通りまして、そのところで、その後、直ちに第1回目が滋賀県に発表されるという事態でありました。第1回でありましたから、気象庁としても、特に県、市町の自治体の皆さまの対応、まず特別警報自体が分かっていたか、それから、対応をどういうふうに取っていただいたのか、それから、そのあと要望というようなところについて調査をいたしました。全市町の防災担当部局の方を頼みましてご意見をちょうだいしました。

特別警報が分かっているかというところについてはもう問題なく分かっていたのですが、問題というか、課題としては、要望を幾つもいただきました。特に多くいただいたのは、特別警報発表地域を絞り込めないかということ。それから、発表前に事前に情報がもらえないか、その二つが特に大きな要望でした。

それについては、最初の地域の絞り込みですが、特別警報というものの自体が、もう非常に大きな現象が起こっているというものを対象としていますので、基準としても、今では県程度の広がりを持つ地域について、大きい、異常な大雨が予想されるという場合に出すということにしています。今のところは技術上も、そういうところが技術の関係においての、限界と言いますか、現在のレベルです。したがって、今後直ちに

特別警報を地域ごとに絞り込めるという見通しはないのですが、もちろん技術改革は進めていますので、その方向で検討は進めていくことになります。

また、特別警報はこれからも可能性があるわけですが、その前の注意報、警報、土砂災害警戒情報というのはこれまでも出していますし、特別警報ができたからといって、それらの重要性が変わったわけではないということです。今後の市や町にとっては、注意報、警報レベルでの対応なども順を追って発表しますので、そこをお願いしたいということがあるわけです。

それから、事前情報につきましては、これは、結論としては、できる限りやりますということです。特に県の防災部局さんには事前に連絡を取るということを必要に応じてします。市町には、県から通じていただくのと同時に、特に危ないところというようなところがあれば、直接ご連絡をするということもあります。

ただ、先ほども、災害法のことでも触れていただきましたけれども、問い合わせはいつでも来ていただければいいので、どうなっていますかというのを気象台に随時聞いていただくというのは可能ですので、それも情報を使って、こちらからの連絡を待つのではなく、聞いていただくということもやっていただいているというところがわれわれの思いです。この調査については、滋賀だけではなく京都、福井も合わせてやっております。集計終わって、結果の公表という、今日あると聞いていますので、全体の結果も公表されるものと思われまます。よろしいでしょうか。

#### 議長 嘉田知事

---

はい。どうもありがとうございます。全国で初めて出された特別警報、台風 18 号でございますけれども、今日は、あいにく市町会、どなたもお越しではないのですが、町村会の伊藤町長さんお越しですので、今のようなことを含めてちょっとコメントいただけますでしょうか。マイクお願いします。

#### 滋賀県町村会 伊藤委員

---

はい。18 号で特別警報が出ました。滋賀県域でほとんど出ているなかで、私どもの豊郷町だけが、「除く」と、こういうふうな表現で出ましたので、ああいうかたちのなかではやはり滋賀県全域で出していただくほうが。なかなか、安全なのか、安全でないのか、ちょっとね、われわれトップとしては同じような体制を組まさせていただいたんですけれども、半分ぐらいならそういうふうにスポット的に出していただくと、それはそれでいいのですけれども、19 あるうち 1 町の小さいとこだけが、そしたら隣の甲良町、隣の愛荘町、隣の彦根市は全部出ているわけですね。そういうなかで、できたらちょっと配慮していただいて、もうあれやったら滋賀県全域が特別警報やということにさせていただくとありがたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

## 議長 嘉田知事

---

はい。また先ほどのように、県域ではなくて、例えば伊豆大島の場合などは東京都と離れていて、伊豆大島の島だけでは出せないという問題もございましたし、このあたりは現場のニーズに応じてということで、修正できるところはまたお願いしたいと思います。

地域防災計画のなかで2点ほどちょっと県の関係の政策のところコメントもらえるとありがたいのですが。一つは、資料3の地域防災計画の風水害編で、87ページに、「地先の安全度マップ」のところが配布されているのですが、土木交通部長、ちょっとこの、流域治水条例のことも含めて、新聞などで話題になっているわりに、何て言うんでしょうか、エッセンスが伝わっていないところもあるかもしれませんので、一つコメントをお願いできますか。

それに、あとからまた男女共同参画のところでも、池田管理官にコメントお願いしたいと思います。

では、美濃部部長、お願いします。

## 滋賀県 美濃部委員

---

はい。「地先の安全度マップ」でございますけれども、従来は水道法に基づきまして、主要な河川、洪水予報河川と水位周知河川につきましては、浸水想定区域図という、本川、本川の川からあふれる浸水予想図を登用させていただいておりましたけれども、実際の雨は、小さな水路あるいは農業用水路からもあふれてまいりますので、そういったすべての河川あるいは小河川からあふれる洪水を予測して、各地域の水害リスクを予測した地図をつくりました。それが「地先の安全度マップ」というところで、この見直す機会に流域治水の推進に関する条例というのが議決いただいたところでございます。

そのなかで、使い方としては、一つは、10年に1回床上浸水になるようなところは、今後新たに市街化区域に編入しないというような都市計画法上の取扱いがあるのですが、そういったところに活用する。もう一つは、滋賀県で最大の大雨が想定される時に、1階が水没する、3メートル以上の浸水が予想される場所については、確実な避難をしていただくというところで建築制限というかたちで、2階に避難していただく、あるいは近傍に確実な避難場所、これは一時避難所でございますけれども、一洪水をやり過ぎするための避難所をつくろうと。それに対して県が支援をさせていただくというなかたちで提案させていただいたのが今回の流域治水の条例でございます。

そのほか、いろいろな確率の、あるいは想定した場合の、どれぐらい皆さんがお住まいになっているところが浸水のリスクがあるのかというのを予測した地図をつくらせていただいたのがこの「地先の安全度マップ」でございます。これと従来の浸水想定区域図と合わせまして、各市町でハザードマップですね、従来、浸水区域と、更に避難場所、あるいは、そういう連絡系統等を記載をしていただくハザードマップを作成していただくときの基礎情報としてもご活用いただくと、そういった地図を新た

につくらせていただいて、これも全 19 市町すべてにご了解いただきまして公表させていただきますのでぜひご活用いただきたいと思います。以上でございます。

## 議長 嘉田知事

---

はい、ご苦労さまでした、すみません、突然で。事前に連絡をせずに。

10 年確率のところは市街化区域に編入しないというものですけれども、かさ上げをして安全な住まい方ができる場合には許可をしますということで条件付けをしているものでございます。できるだけ各市町、自治体でのご活用をお願いしたいと思います。

それから、避難所のところで、男女共同参画の視点でということで、90 ページに今回修正をさせていただきました。実際避難所では女性の方が大変いろいろ困ることもあるということで追加記入をしてもらっているのですけれども、池田課長、このあたり少しコメントがありましたらお願いをします。

## 滋賀県 池田委員

---

男女共同参画課長の池田と申します。お願いします。

男女共同参画の視点というのは、今防災で非常に大きく取り上げられておりまして、今回の地域防災計画に、先ほど会長からありましたように、もともと男女共同参画の視点に配慮して防災対策を確立するというような記述があったのですけれども、今回改めて、また避難所についても、男女双方の視点に配慮ということをお願いしています。

さまざまな場面があるわけでございますけれども、暮らしの場面で防災ということを考えますと、やはり当事者の視点というのは大事だと思いますが、そのなかに男性、女性と分ければ、女性というのは半数いるというなかで、今までのなかでは、過去の災害の例を見てもあまり反映されてこなかった、声が届かなかったという部分がありましたので、今回こういった場で女性の委員が参画させていただくということもありますし、また実際の避難所の運営についても、それぞれのところでニーズを把握していく。それには避難所運営にも女性が参画できるようなかたちというものを考えていただきたいと思いますということで入れさせていただきました。

女性は、もちろん被災者ということでも、避難所での暮らしだけではなくて、また、ある意味、そういったことの担い手にもなるかと思っています。これまでにあったような、性別による固定的な役割だけではなく、もっといろんな、多様な役割分担をして、女性も力を担っていきたいし、それから、女性を含めたみんなが、地域で、また避難所で暮らしていくための、より解決と言いますか、より困難なことがないような暮らしについて配慮していくと。そのためには、やはり地域でいろいろと日ごろから考えていただくときに女性が入っていただくということも大事かと思っています。それは、女性という当事者の視点もございますし、今現在女性が担っている、現実として担っている弱い立場の方々ですとか家族のケアですとか、子どもさん、またお年寄りとか病気の方とか、そういった方への視点も含めて声がつながっていくように思

っております。

ですので、男女共同参画という視点でも、女性からの視点というのは一つのきっかけにして、さまざまな困難があるような方々についての視点というの、これをきっかけにいろいろとおこなって、地域で考える機会にさせていただければと思っております。

まさに、気づきというのは本当に分からないので、聞いてみないと分からない、やってみないと分からないということがありますので、そういう地域でのコミュニケーションの一つのテーマとしても、非常に、今、皆さんが関心を持ってくださっていますので、こういったテーマでまた各地域で取り組むような仕掛けもつくっていきたいと思いますし、いろんな情報をまた、女性の視点だけでなく、いろんな情報が取り入れられるような情報をうまく集約できるような機能と言いますか、そういったものがあると非常にありがたいと思っております。

#### 議長 嘉田知事

---

はい、どうもありがとうございます。

みなさん、他にございませんか。

#### 滋賀県社会福祉協議会 谷口委員

---

よろしいでしょうか。失礼いたします。

今、池田課長がおっしゃった、暮らしの場で防災を考えていく、当事者が気づきを出し合うためにですけれども、ちょっと新鮮なケースがございますので、ぜひこの場でご紹介させていただきたいと思いますが、一昨日、26日ですね、滋賀県災害時要援護者支援ネットワーク会議という会議が設立総会をいたしました。ここにはもちろん行政の関係の方も入ってくださっているのですが、ほんとに、日ごろこういう災害が起きたときに困難を抱えることになられる、医療ですとか介護、さまざまな生活支援を必要とされている方の当事者の団体、幅広い当事者の団体と、それから支援者の方、そして、その制度や政策をつくられる立場の行政の方たちに加わっていただき、当初68団体、この設立総会、で、スタートいたしました。

ちょうどその設立記念講演で、福島県南相馬市で障害者の生活支援センターをやっている青田さんのお話を具体的にお聞きしまして、ほんとにその避難をするということ、そして避難生活を何とか無事に切り抜けるというそのなかで、小さい声ですとか出てこないSOSに気づける人を増やしていくという、そのことをお互いに、もう少し現場で気づけることとか出し合える場をつくろうという場です。

今後定例会をしていくなかで、ほんとに今回の防災計画で見直されているような内容を、自分たちも勉強しながら、気づいたことを出し合い、できたら計画とかにつなげていけるような、具体的な自分たちの実践にもつなげていけるような、そんな場にしたいと思っておりますので、自治体の方、行政の関係の方も、定例会のなかにもぜひ積極的にご参加いただきまして声をつなげていきたいというふうに思いましてご発

言させていただきます。

## 議長 嘉田知事

---

はい、ありがとうございます。

災害というのは、最も立場の弱い方のところに大きな影響が及ぼされます。それがここ、特に3・11などで、私たちが社会として、日本が社会として学んだことだろうと思いますので、今の要援護者の68団体の皆さんの活動というのは広めていただいて、そして日常的に交流していただけたらと思います。

ほかいかがでしょうか。今の、この防災計画の修正版についてのところでございます。ほかございませんか。

もしご意見、ご質問もないようでしたらお諮りをさせていただきたいと思います。この地域防災計画は、まさにこの防災会議でお認めいただくことにより公的な存在になりますので、ここで、地域防災計画の修正、事務局案のとおりお認めいただくことでよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

「異議なし」という声をいただけるとありがたいのですが。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。ご異議のないものと認めさせていただきます。

したがって、滋賀県地域防災計画、修正につきましては、四つ、風水害編、地震編、事故編、原子力災害編、四つの部分について事務局案のとおり承認されたものとさせていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

次に、報告事項に入らせていただきたいと思いますので、まず1、滋賀県地震被害想定について事務局から報告をお願いいたします。

## 事務局

---

それでは地震被害想定調査につきましてご報告をさせていただきます。資料7-1、7-2、7-3を使ってご説明のほうをさせていただきます。

まず7-1をご覧いただきたいのですが、これにつきましては上の、前回実施いたしましたのが平成15年、16年の2カ年で実施をさせていただきました。その内容を書かせていただいています。

当時、今後30年間の地震発生確率が最大で9パーセントというのが琵琶湖西岸断層帯の南部ということで言われておりました。しかし、これにつきましては平成19年に、北部は1~3パーセント、南部はほぼゼロというふうになりましたけれども、そういった、その際に最大で9パーセントということでありましたので。琵琶湖西岸断層帯、それから花折断層帯、並びに、当時国から公表されておりました東南海・南海地震の震度分布による県域の建物や人的被害につきまして検討したものでございます。

下の箱のほうは、今回、昨年度、今年度の2カ年にわたりまして実施をした内容で

ございます。今回は、実際には、いつ、どこで起こるか分からない大地震に備えるため、県域各地での地震想定を実施することといたしまして、前回の琵琶湖西岸断層帯と花折断層帯に加え、③から⑤の木津川断層帯、鈴鹿西縁断層帯、柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯等の内陸地震を追加して、前回調査以降の科学的知見や社会状況の変化を反映して再検討したところでございます。また、一昨年、国が震度分布や被害想定を公表した⑥でございますけれども、南海トラフ巨大地震につきましても、県域の被害状況をより具体的に想定することとしたところでございます。

今回の被害項目といたしましては、前回と同様、建物被害、人的被害に加えまして、ライフラインや交通施設被害を追加し、各地震ごとに起こり得る状況を明示として、災害シナリオで増減をいたしまして、その対応における課題を明確にしたところでございます。今後、地域防災計画であるとか、それからアクションプログラムでございます地震防災プログラム等の再検討の基礎資料としたいと考えてございます。

次に本体の資料の2でございます。今回の地震被害想定概要版の報告書でございます。まず1ページめくっていただきまして左のところをご覧いただきたいと思っております。

はじめにでは、(1)の1)の地震被害想定目的であるとか、被害想定図を掲載してございますけれども、今ほど説明をいたしましたので、重複いたしますので説明は省略をさせていただきます。

それから隣の3)の留意事項をご覧いただきたいと思っております。上段、枠内にはございますが、今回の被害想定に使用している震度分布等は、防災対策を検討していくうえの、備えるべき起こり得る最大クラスの地震としてのものでございまして、この想定どおりの震度が起こると言っているものではないということを説明をさせていただいております。

さらに下段の枠内におきましては、本検討における被害想定は、過去の地震における各地の震度と被害状況を基にした関係式を用いて算定したものでございまして、県内の個別施設の耐震性能であるとか、非常用電源設備等、また阪神・淡路大震災以降の復旧体制の充実等の効果につきましては考慮しておりません。防災対策を検討していくうえで、備えるべき起こり得る被害を想定するものでございまして、個々の施設の耐震性等を検証するための調査でないことをあらかじめ説明をさせていただいております。

2ページ目をご覧いただきたいと思っております。2の想定地震の設定でございますけれども、今回の検討対象とした地震は、先ほども言いました五つの活断層帯のものであります。それにつきましてここに書かせていただいております。各断層帯につきましては、2カ所、琵琶湖西岸であれば北部、南部というようなかたちでいわゆる震源地を二つ設定をして想定をしているものでございます。

また右側の南海トラフ巨大地震でございますけれども、これにつきましても、最大クラスとしての設定の考え方を掲載をさせていただきます。一般的な基本ケースと、それから滋賀県域で最も大きく被害が想定されるビッグバンケースを設定をしたものでございまして、この南海トラフにつきましても、二つのパターンを想定をさせていただいたところでございます。

次に3ページをご覧くださいと思います。

3、被害想定についてでございますけれども、1)のところ、使用被害想定項目というところでは、本検討における想定条件及び想定手法について掲載しているところでございます。火災や人的被害等につきましては、表の3に掲げる、季節であるとか時間帯における条件、冬の深夜、夏の正午、冬の夕方等の生活環境の違いを反映してその被害量を算定したところでございます。

3ページの右側の表4をご覧くださいと思います。今回の主な被害想定項目とその手法の内容を掲げているところでございます。例えば建物被害につきましては、各市町から提供を受けました固定資産台帳のデータ等を用いまして、各建物の構造や建築年代を、地震動の推計単位である250メートルメッシュに配分。当該メッシュの震度や液状化指数に応じて被害額を算定をしております。一つ一つすると時間がかかりますので一つだけ今ご紹介させていただきましたけれども、ここに書いているようなかたちで設定項目と手法をさせていただいたところでございます。

続きまして4ページのほうをご覧くださいと思います。

これにつきましては、各地震ケース別に想定をした使用被害の数量の結果を一覧表として示させていただいたものでございます。今回想定したケースのなかでは一番大きな被害が起きますのは、琵琶湖西岸断層帯地震のケース2。これは南部が震源地の部分でございますけれども、これが被害度が最も大きく、建物全壊が約3万9,000棟、半壊が約8万4,000棟、地震火災による全焼棟数は、火器使用時の高い冬の夕刻でございますけれども、風速8メートルの条件で最大3,800棟。人的被害につきましては、就寝中の、冬の深夜が最大となりまして、死者は約2,200人、負傷者は2万1,000人。地震直後の停電率は地域の63パーセント、断水率は49パーセントの試算となったところでございます。これらの影響を受けまして、1週間後の全避難者数は約25万人と想定をされるものでございます。

また下のほうの南海トラフ巨大地震におきましては、強い揺れや津波により、太平洋沿岸等の火力発電所等が多く停止をし、滋賀県域での地震直後の停電率は、琵琶湖西岸断層帯と比べて高く、88パーセントに達するものと想定をしております。その影響も受けまして、地震1日後の地域の断水率は、これも西岸断層帯より高い68パーセントと算定をしているところでございます。

次の5ページ、6ページをご覧くださいと思います。

ここにつきましては、ライフラインの機能支障の欄、停電率や断水率につきまして、また避難所生活者数につきまして、地震発生後の時間経過による推移過程を含めて掲載をさせていただいております。例えば電気でありましたら、直後と1日後、2日後、3日後、1週間後といったかたちで記載をさせていただいております。

表の6につきましては、平成16年に実施をいたしました前回想定における琵琶湖西岸断層帯の被害量を赤字で書かせていただいております。今回のものとの比較ができるようにさせていただいております。

また、隣の表の7、6ページでございますけれども、これにつきましては、2012年8月に国が公表いたしました南海トラフ巨大地震の想定被害数量を赤字で記載をいたしまして、これにつきまして対比ができるようなかたちにさせていただいております。

ろでございます。

以降7ページから後ろでございますけれども、これをさらに詳しく、市町別に、左側ですね、7ページであれば各市町ごとに被害の量を一覧化したものでございます。例えば7ページの琵琶湖西岸断層帯の部分でございますたら、2のほうは、ケース1で、これはケース1でございますけれども、大津南部、大津だとか南部地域、それから高島地域で、かなり大きな被害状況が出ているといったことがお分かりいただけるかなと思っております。

それから8ページでございます。上段の左三つは、震源モデル図と震度分布と液状化指数でございます。一番上の左側でございます。星印が高島市と京都府の間のごとでございますが、ここが震源ということでの想定、ここが開始点ということでの想定地震の被害ということでございます。

それから、これの上段の一番右側につきましては、建物全壊全焼分布図でございますし、下にまいりまして、左側から停電率、断水率、それから避難所生活者数、それから道路被害箇所率といった数字をこの表で示させていただいているところでございます。

9ページ以降でございますが、これはすべて同じかたちで、9ページ、10ページは琵琶湖西岸断層帯のケース2、それから、11、12ページにつきましては花折断層体といったかたちで、順次、それぞれの断層地震ごとに市町の被害数量と県域の被害の分布を説明をしているところでございます。

30ページをご覧いただきたいと思っております。これは南海トラフ地震の陸岸ケースの最大の被害が出るケースでございますが、これにつきましては、左の下の図の県域での高い停電率、断水率を示しておりまして、地図は真っ赤になっているということから、南海トラフの陸岸ケースであれば滋賀県全域に大きな被害が出るということがこれで分かるかなと思っております。

31ページからは、今回新たに、前回と違ってチャレンジしたと言いますか、つくったものでございます。地震別の災害シナリオということで、起こり得る大規模地震災害のイメージを、それぞれ断層地震ごとに作成をさせていただいております。

各地震のシナリオの前提となるは被害の状況につきましては、31から32のほうに書いてございますが、32ページの一番右側のところの想定地震別の災害シナリオということでまとめておるところを少し見ていただきたいと思っております。それは各地震の特徴と、どのような状況になるのかということを示させていただいております。

例えば、一番上の琵琶湖西岸断層帯地震の場合でありますと、先ほど申し上げましたけれども、大津南部、高島地域を中心とした甚大な被害が出るということから、全国への応援要請、救援体制が特に重要となる状況になると。大きな被害を受けているのは京都の東部と滋賀県のこの南西部ということから受援を中心に対応をしていくところでございます。

二つ目、三つ目につきましては、それぞれの地域ごとにどういったかたちでの被害が大きいかが分かるものでございますが、一番下の二つでございます。南海トラフ巨大地震の基本ケースの場合でございますけれども、これにつきましては滋賀県でも被害が出ていますけれども、東海、西日本一帯で甚大な被害が出るということ

から、滋賀県のほうは比較的被害が少ない、大きいですけれども比較的被害が少ないということから、近隣府県の応援を検討するような状況になるのではというふうに考えてございます。

一番下のケースでございますけれども、この陸岸ケースの場合は、滋賀県内でも大きな大被害を受けますし、当然、東海、西日本一帯についても同じく甚大な被害を受けます。こういったことから、西岸断層帯の地震とは違って、他地域からの受援は望めないということで、県内の防災力のみで対応しなければならない、そういう事態が生じるというようなことが考えられるというふうに想定をしているところでございます。

そのあと 33 ページ以降につきましては、先ほどのシナリオにつきまして、それぞれ断層帯地震あるいは南海トラフ地震、それぞれの被害のときのシナリオをずっと書かせていただいております。

例えば 33 ページの右が、建物、人的被害を表しておりますし、以降、34 ページから順にライフラインの電力供給、通信、上水道、ガス供給、道路、鉄道の状況というかたちでずっと西岸断層帯の災害シナリオがずっとございますし、そのあと花折断層帯のシナリオということで、40 ページ以降ずっと続いているところでございます。以降、81 ページまで、各地震あるいは南海トラフの巨大地震の災害シナリオをずっと掲載をさせていただいておりますが、詳細につきましては説明は省略をさせていただきます。

最後に、82 ページをご覧くださいと思います。

ここには、各災害シナリオにおける対応困難性につきまして、5、大規模地震対応における課題といたしまして取りまとめているところでございます。ここに書いてございますように、大量の建物倒壊、火災の同時発生は、多数の死者、負傷者、要救助者、避難者に直結いたします。また物的、人的被害、対応能力が低下いたしまして、長期的には生活再建が困難になるというような状況が出てくるということでございます。

こうしたことに対しまして、82 ページの右側では、これに対して、こういった被害をできるだけ最小化いたしまして、対応可能な状況に近づけるためにも、従来から取り組みを進めつつ、改めて、特に重要と考えられる事項につきまして項目を出させていただいているところでございます。建物、施設の耐震化の必要性であるとか、個人、地域、企業の取り組みの必要性であるとかというようなことが書かせていただいております。今後、町内関係部局、市町、関係機関と協議をいたしまして、具体的に取り組みについて検討を進め、先ほど申し上げましたけれども、地域防災計画への反映、地震防災プログラムの再検討につなげてまいりたいと考えてございます。

なお、一番最後のところ、最後の 83 ページをご覧くださいと思います。これは、建物の耐震化の設定によりまして、例えば全建物が建築基準法に基づく現在の新築耐震基準を満たすものと仮定しつつ、また家具の転倒防止、つり天井の落下防止措置が徹底されて、これらによる被害が生じないものというかたちで対応を完全にした場合ということでの想定をここでつくらせていただいております。

これを見ていただきますと、例えば南海トラフの陸岸ケースの最大ケースであれば、

ちょっと説明は省略しますが、それぞれ一番上が現況、その下が対策を講じた場合ということで、最後見ていただくと大体 10 パーセント程度の被害を減じることができるということが分かると思います。

以降は、昨年 10 月に、この資料の後ろのほうですね、昨年 10 月に公表させていただいた今回の被害想定のもととなっております各地震の震度分布の推計手法につきまして中間報告の資料を添付させていただいておりますけれども、これにつきましては省略をさせていただきたいと思います。

それから、次は資料 7-3 をご覧いただきたいと思います。これは湖底断層の変異を仮定した琵琶湖における津波に関する考察でございます。この考察は、先ほど説明をさせていただきました被害想定とは別に私どものほうで考察させていただいたものでございます。

資料をめくっていただきまして 1 ページの要旨のところをご覧いただきたいと思えます。一番上に書いてございますけれども、東大震災以降、県民の皆さまから、東日本大震災で起きた津波をテレビ等で見られた県民の皆さんがご心配をされ、琵琶湖で津波は発生しないのかというご意見、ご質問を多数いただいたところでございます。こうしたことから、今回こういう考察を試みたものでございます。

琵琶湖には、複数の湖底断層の存在が報告されております。これらがもし瞬間的に大きく変位をした場合、その上部の湖水が、水位変動により津波が発生する可能性があるものとしたしまして、湖底断層の変位領域と変位量を最大に仮定をして、発生し得る津波の高さを試算したものでございます。

今回の試算では、西岸湖底断層系北部と西岸湖底断層系南部での変位量を考え得るかぎり大きく仮定した場合に、波源正面の一部の沿岸で最大波高 3 メーター以上になる箇所が出現をしたところでございます。

なお、南海トラフの海域のプレート境界型の地震は数十年から百数十年の周期でありまして、近い将来発生が懸念をされておりますけれども、一方、内陸活断層の活動周期は数千年から数万年となっておりまして、今回の計算の対象としました琵琶湖の湖底断層における津波と海域の津波は、その発生頻度におきまして大きく異なると考えてございます。

今回試算の対象といたしました湖底断層のうち、沿岸部で 1.5 メーター以上の津波の高さとなったものは、次のページに図を示します西岸湖底断層系のみでございます。西岸湖底断層系の北部は、国の地震調査研究推進本部の長期評価における琵琶湖西岸湖底断層帯の北部とは異なるものであり活断層ではないというふうにされているものでございます。

それから、西岸湖底断層系の南部でございますけれども、これは同じく推進本部が、長期評価において琵琶湖湖西断層帯の南部の一部というふうに捉えているところでございますけれども、この発生確率は今後 300 年、30 年ではなくて 300 年以内で発生する確率はほぼゼロということでございますので、確率ということからすると非常に低いということではございます。

仮に、今回試算した波の高さの津波が琵琶湖で発生した場合につきましては、河川への遡上や、一部湖岸堤の越水、また湖畔域の一部住宅地において浸水が起り得る

ということですが、先ほども言いましたように、ただし、海域の津波と比較しまして、その波長が短いことから浸水範囲は大規模なものとはならないと考えてございます。

琵琶湖で津波が発生する確率は、ゼロではございませんけれども、もし仮に発生したとしても、海の津波のような波高、浸水域範囲量とはならないということが今回の考察で分かったところでございます。

時間の関係もございまして詳細については省略をさせていただきたいと思っております。

## 議長 嘉田知事

---

ご苦労さまでした。

地震被害想定、リアルに考えると胸が詰まるような、それぞれの組織で、また団体でも大変な困難が予想されると思っておりますけれども、逆に、知っていたら備えができるということで、そのためにこうやって措定を公表させていただいております。社会的混乱にならないようなかたちで、正しく知って正しく備えるというところで、それぞれの団体での、あるいは組織での対応をお願いしたいと思います。

ご意見など、今の地震被害想定についてございますでしょうか。ご質問などもいかがでしょうか。

よろしいですか。また、防災のほう、担当に何か個別にでもありましたらお願いいたします。

それでは、あとから、幾つか報告をさせていただきたいと思っております。

まず、原子力災害に関する報告は先ほど説明ございましたけれども、次の3点目、滋賀県危機管理センターと、それから26年度滋賀県総合防災訓練について、一括して事務局からお願いをいたします。

## 事務局

---

はいそれでは、資料7-6をご覧くださいませでしょうか。

危機管理センターでございまして、24年3月に策定いたしました基本計画に基づきまして整備を進めてまいりました。いよいよこの1月から、建築工事が始まったところでございます。

この危機管理センターは、5階建ての、延べ床面積5,460平米の規模でございまして、県庁本館と県公館の間の、旧警察本部跡地に整備いたします。地震や風水害などの自然災害はもとより、テロや新型インフルエンザ、原子力事故等、危機事案が発生した場合の対応拠点となり、緊急初動対策班や防災関係機関が集まって、情報の収集、評議や、対策の検討協議をおこなうためのオペレーションルームでありますとか、自衛隊や消防、警察、・・・(01:26:33)などの医療関係、ライフライン関係、転送、移送、また鉄道や船舶などの交通関係、災害ボランティアセンターなど、さまざまな防災関係機関の業務の拠点となる災害対策室を設置いたします。危機事案発生時にも施設の機能が停止しないよう、建物本体を免震構造としますほか、自家発電機や、防

災部などの設置もしてまいります。センターの整備も合わせまして、防災情報システム及び防災行政無線の更新をおこないまして、防災情報機能の充実も図ってまいります。

平時には、地域の防災力の向上をはかるため、県民の方々を対象といたしました防災の研修であるとか、あるいは地域の防災関係者の皆さまの交流をおこないます生活防災の拠点といたします。自助共助の主役となる国民の方々を対象に、例えば災害の被災をされました経験者の知恵を生かした取組事例などを通して、災害などの危機に対して、正しく知って、正しく恐れ、それから正しく備える、このための研修など、生活のなかで危機への対応力を高め、生き抜くためにはどのようにすればよいかということについてさまざまな研修を実施してまいります。

また、自主防災組織のリーダーであるとか、災害対応に関心のある方が集まっていたりまして、情報公開したり交流したりできる場、こういう場も設けたいと思っております。

また、研修用の機材、危機への対応についての本、DVDなど、そういうものも置けるように、情報の提供もおこなってまいりたいと思います。

それから、平時にはベンチとして、災害時には炊き出し用のかまどとなります災害用の手づくりかまどベンチというのがございます。このようなものの展示であるとか、また地震が発生したときに取るべき行動や、原子力災害の基礎知識など、生活防災に役立つ情報についてのパネル展示などもおこなってまいりたいと思っております。防災イベントや訓練など、地域や団体の方が実施されているそういったことについても、住民参加型の展示コーナーを設けてまいりたいと思っております。

今後のスケジュールでございます。本体工事は、来年度末、26年度中に完成いたしまして、27年度に防災行政無線と防災情報システムの整備も完了させまして、県民の皆さまの命や暮らしを守るための拠点として供用開始をする予定をしております。

ご説明は以上でございます。

## 議長 嘉田知事

はい、ご苦労さまです。

先ほど社会福祉協議会の谷口様からもご紹介ございましたけれども、まさに団体、いざというときどうするかというような、災害というのは、起きてからは、もう医療、福祉が大変大事な分野になってきますので、事前にこういう危機管理センターなども大いに活用して、顔つなぎをしておいていただけたらありがたいなと思っております。専門の知識もございますし、場所も県庁横ですので、社協などにも活用いただけたらと思っております。

また、ほかのそれぞれの団体の皆さまにも、危機管理センターは、箱物というよりは、まさに交流・研修、人と人が出会い、そして備える拠点だと思っておりますので、ぜひともご活用いただけたらと思っております。

それから、もう一点は訓練のほうですけれども、事務局、お願いをいたします。

## 事務局

---

はい。それでは資料の7-7をご覧くださいと思います。

平成26年度の滋賀県総合防災訓練の実施要領の案をお示しさせていただいております。その前に、昨年は近畿府県合同防災訓練ということで、滋賀県総合防災訓練もそのなかに含み込むかたちで大規模に実施をさせていただきました。161機関、1万人の皆さまがお集まりいただきまして、ここに今来ていただいております皆さまにも非常にお世話になりました。誠にありがとうございました。

来年度は、滋賀県での単独のものということでございます。9月21日に設定をさせていただこうということで考えてございます。時間は午前7時から11時30分、場所は、今回は大津市ということでなっております。

訓練の想定でございますが、4のところでございますように、9月21日の午前7時に、先ほども説明をいたしましたけれども、琵琶湖西岸断層帯を震源とする大規模地震が発生をする、そのなかで、大津市内で震度6を観測したというような状況のもとでの訓練を想定をしていきたいということで、現在大津市等、関係のところと調整をしているところでございます。

訓練内容につきましては、下のほうに書いてございます、5のところの書いてございますようなかたちでの訓練になってございます。

裏面、2ページのほうをご覧くださいと思います。主会場でございますけれども、大津市内でも、今回は皇子山の総合運動公園を中心メイン会場にいたしまして、実施をしていきたいと考えてございます。参加人数は5,000人程度、参加機関は150機関ということで考えてございます。

また皆さまにいろいろとお世話になりますけれども、何とぞよろしく願いをいたします。私のほうからの報告は以上でございます。

## 議長 嘉田知事

---

はい、ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問、ございませんでしょうか。

いかがでしょうか。よろしいですか。

時間は、十分予定の時間、ございますけれども、よろしいでしょうか。

それでは質問もないようでございますので、報告事項についてはこれで終了させていただきます。

本日の議題は以上でございますが、せっかくの機会でございますので、全体としての何かご意見、ご質問がありましたら、どうぞお願いをいたします。

よろしいですか。

はい。それでは、これを持ちまして本日の議事を終了させていただきたいと思えます。委員の皆さまには円滑な進行にご協力をいただきましてありがとうございました。